



守って保管や廃棄を行うこと。  
 関連法規ならびに地方自治体の条例に従うこと。  
 都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。

上記で記載が無い危険有害性は分類対象外または分類できない。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物  
 成分 1  
 化学名又は一般名 : アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合体  
 別名 : ABS 樹脂  
 化学特性 :  $(C_8H_8 \cdot C_4H_6 \cdot C_3H_3N)_x$   
 分子量 : -  
 CAS 番号 : 9003-56-9  
 含有量 : 99 %以上  
 官報公示整理番号(化審法) : 6-176  
 官報公示整理番号(安衛法) : 公表

成分 2  
 化学名又は一般名 : ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム  
 化学特性 :  $C_8F_{17}KO_3S$   
 分子量 : 538.22  
 CAS 番号 : 2795-39-3  
 含有量 : 約 0.005 %  
 官報公示整理番号(化審法) : 2-2810  
 官報公示整理番号(安衛法) : 公表

成分 3  
 化学名又は一般名 : ペルフルオロブタンスルホン酸カリウム  
 化学特性 :  $C_4F_9KO_3S$   
 分子量 : 338.181  
 CAS 番号 : 29420-49-3  
 含有量 : 約 0.005 %  
 官報公示整理番号(化審法) : 2-2810  
 官報公示整理番号(安衛法) : 公表

成分 4  
 化学名又は一般名 : ペルフルオロオクタン酸ナトリウム  
 化学特性 :  $C_8F_{15}NaO_2$   
 分子量 : -  
 CAS 番号 : 335-95-5  
 含有量 : 約 0.005 %  
 官報公示整理番号(化審法) : 2-1176  
 官報公示整理番号(安衛法) : 公表

#### 成分 5

化学名又は一般名	: デクロランプラス
化学特性	: $C_{18}H_{12}Cl_{12}$
分子量	: -
CAS 番号	: 13560-89-9
含有量	: 約 0.05 %
官報公示整理番号(化審法)	: 4-296
官報公示整理番号(安衛法)	: 公表

#### 成分 6

化学名又は一般名	: テトラブロモビスフェノールA
化学特性	: $C_{15}H_{12}Br_4O_2$
分子量	: 543.87
CAS 番号	: 79-94-7
含有量	: 約 0.1 %
官報公示整理番号(化審法)	: 4-205
官報公示整理番号(安衛法)	: 公表

### 4. 応急措置

吸入した場合	: -
皮膚に付着した場合	: 清浄な水で十分に洗い流す。医師の診断を受ける。
眼に入った場合	: 清浄な水で十分に洗い流す。医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	: 清浄な水でよく口の中を洗浄する。医師に連絡する。
応急処置をする者の保護	: 個人用保護具を着用すること。

### 5. 火災時の措置

消火剤	: 注水、水噴射、各種消火器等が使用できる。
火災時の特有危険有害性	: この樹脂は火災時、強い熱、濃い黒煙、二酸化炭素、一酸化炭素、窒素酸化物等を含むガスを発生する。
特有の消火方法	: 火元の燃焼源を断ち、消火剤を用いて消火する。移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合には周辺を水噴霧で冷却する。
消火を行う者の保護	: 消火活動は風上から行い、有害なガスの吸入を避ける。防火服、耐熱服、防護衣、空気呼吸器、循環式酸素呼吸器、ゴム手袋、ゴム長靴等の保護具を使用する。

### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	: 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。
保護具及び緊急時措置	: 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入し

- 環境に対する注意事項 : たりしないようにする。  
: 漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。
- 回収、中和 : 漏出物は空容器に回収し、そのあとを多量の水を用いて洗い流す。
- 二次災害の防止策 : 漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。風上から作業して、風下の人を退避させる。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

- 技術的対策 : 静電気災害を防止する対策を取る。
- 局所排気・全体換気 : 蒸気やミストが発生する場合は、発生源を密閉し局所排気装置を設置する。
- 安全取扱注意事項 : 容器を転倒させ落下させ衝撃を与え又は引きずる等の粗暴な扱いをしない。  
取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。  
指定された場所以外では飲食、喫煙をしてはならない。  
休憩場所では手袋その他汚染した保護具を持ち込んではならない。  
取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。  
吸い込んだり、目、皮膚及び衣類に触れたりしないように、適切な保護具を着用する。  
屋内作業場における取扱い場所では、局所排気装置を使用する。

### 保管

- 適切な保管条件 : 直射日光を避け、暗所で常温 (15 °Cから 25 °C) にて保管すること。  
施錠して保管すること。
- 安全な容器包装材料 : プラスチック容器

※標準物質としての適切な保管条件、使用に関する注意事項については、認証書を参照のこと。

## 8. 暴露防止及び保護措置

### 管理濃度

設定されていない

### 許容濃度

- ・ ACGIH TLV-TWA : 設定されていない
- ・ 日本産業衛生学会勧告値 : 設定されていない
- ・ OSHA PEL TWA : 設定されていない

### 設備対策

- 換気・排気 : 局所排気装置又は全体換気装置。
- 安全管理・ガスの検知 : -
- 貯蔵上の注意 : 直射日光を避け、可燃性及び還元性物質、強酸化剤から離しておく。

### 保護具

- 呼吸器の保護具 : 有機ガス用防毒マスク

- 手の保護具 : 保護手袋  
 目の保護具 : 保護マスク  
 皮膚及び身体の保護具 : 保護衣  
 衛生対策  
 産業衛生および安全の基準に基づいて取り扱うこと。

## 9. 物理的及び化学的性質

- ・外観 : 固体
- ・色 : 黄色
- ・臭い : データなし
- ・pH : データなし
- ・融点 : 明確な融点はなく、広い温度範囲（130 °C～150 °C）で次第に軟らかくなる。
- ・沸点 : データなし
- ・引火点 : 405 °C
- ・爆発範囲 : 爆発限界 下限：60 g/m<sup>3</sup>（平均粒径：200 μm） 上限：無し
- ・蒸気圧 : データなし
- ・相対蒸気密度（空気 = 1） : データなし
- ・比重又は嵩比重 : データなし
- ・溶解度 : 水に不溶。メチルエチルケトン、アセトン等に一部可溶。
- ・n-オクタノール／水分配係数（log Po/w） : データなし
- ・自然発火温度 : 発火しない
- ・分解温度 : データなし
- ・燃焼性 : データなし
- ・自己反応性 : 常温において自己反応性はないが、高温（250 °Cから 400 °C）になると樹脂が分解し、分解ガスが生成するので、溶解樹脂は速やかに水で冷却すること。

## 10. 安定性及び反応性

- ◇安定性
  - ・通常条件で安定である。
- ◇反応性
  - ・データなし
- ◇危険有害反応性
  - ・データなし
- ◇避けるべき条件
  - ・日光、熱
- ◇混触危険物質
  - ・データなし
- ◇危険有害な分解生成物
  - ・データなし

---

## 11. 有害性情報

急性毒性 経口 ラット LD50>5000 mg/kg (推定値)

その他

※有害性情報については、混合物としての情報がないため、原材料の情報より作成しています。本製品は通常の条件下では安定であり、有害な添加剤成分が溶出する等の危険はありませんが、高温下での使用など特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を行ってご使用ください。

---

## 12. 環境影響情報

生態毒性

・データなし

分解性・濃縮性

・データなし

生体蓄積性

・データなし

土壌中への移動性

・データなし

オゾン層への有害性

・データなし

---

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 廃棄は地域、国、現地の規制に則る必要がある。

汚染容器及び包装 : 廃棄は地域、国、現地の規制に則る必要がある。

---

## 14. 輸送上の注意

国連番号 : 該当なし

国連分類 : -

品名 : -

容器等級 : -

ICAO/IATA : 該当なし

海洋汚染物質 : 該当なし

注意事項 : 直射日光を避け、落下、転倒等による漏洩及び火気に十分注意し、慎重に運搬する。

---

## 15. 適用法令

◇化審法

・第1種特定化学物質 (法第2条第2項・施行令第1条)

【17 ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) 又はその塩】

◇大気汚染防止法

・有害大気汚染物質 (中央環境審議会第9次答申)

【210 ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸)】

---

◇水質汚濁防止法

- ・有害物質（法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条）

【25 ふっ素及びその化合物】

◇土壌汚染対策法

- ・特定有害物質（法第2条第1項、施行令第1条） 【21 ふっ素及びその化合物】
- 

## 16. その他の情報

### その他

記載内容は現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しており、全ての情報を網羅しているわけではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合は、用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。

記載内容は情報提供を目的としており、取扱い上のいかなる保証をなすものではありません。

---